

世田谷区告示第504号

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 委託を受けた者

(1) 名 称 株式会社エイト世田谷支店

(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年7月1日

4 委託施設

世田谷区立世田谷公園水泳場及び世田谷区立玉川野毛町公園水泳場

5 委託期間

令和8年7月1日から同年9月22日まで